

宮城県監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事等から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成15年10月31日

宮城県監査委員 相 沢 光 哉
宮城県監査委員 中 沢 幸 男
宮城県監査委員 阿 部 徹
宮城県監査委員 日 向 則 子

記

1 監査委員の報告日

平成15年8月8日

2 通知のあった日

宮城県知事 平成15年 9月25日

宮城県教育委員会委員長 平成15年10月 8日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 宮城大学

イ 監査委員の報告の内容

授業料において、収入未済が認められたので、今後の収納促進と収入未済の発生防止対策を講じられたい。

ロ 措置の内容

今後とも、書面等で納入催告を継続するとともに、授業料の減免、分割納付制度の周知徹底を図るほか、新たな収入未済の発生防止に努めることとした。

(2) 美術館

イ 監査委員の報告の内容

旅費の概算払（航空機利用）において、精算未了が認められたので、今後再発しない対策を講じられたい。

ロ 措置の内容

職員等の旅費に関する条例等を遵守するとともに、精算確認に万全を期すため、概算払い一覧表を作成して確認することとし、再発防止に努めることとした。